

## 市全域で一定の規模を超える建築物などを新築・解体するときは届け出が必要です

市全域を「景観計画区域」、特に重要な地域を「景観形成地域(下図)」に指定しており、一定の規模を超える建築物などを新築・解体するときは届け出が必要です。

**対象規模** [景観計画区域] 高さ13mまたは建築面積が1,000㎡を超える建築物〔景観形成地域〕床面積が10㎡を超える建築物など。このほか、届け出が必要な規模などの基準があります。事前にご相談ください。

**届け出期間** 着手日の30日前まで。

※届出書様式は、市ホームページに掲載しています。



☎本庁(別館)・都市計画課

**天草市景観計画の変更について意見を募集します**

**変更箇所** 景観形成地域の区域および景観形成基準の見直し(太陽光発電設備の項目の追加など)。

**募集期間** 8月3日(月)～9月1日(火)。

**閲覧場所** 本庁(別館)・都市計画課、各支所担当課、市ホームページ。

**提出方法** どの部分に対する意見を明記し(様式は

自由)、住所・氏名・電話番号を記入のうえ、直接またはFAX④4266、電子メールで提出してください(持参の場合は土・日曜日を除く)。

※電話や口頭での意見は受け付けません。

〒863-0048 市内中村町10-8 天草市役所(別館)・都市計画課  
 M toshikeikaku@city.amakusa.lg.jp  
 ☎本庁(別館)・都市計画課

## 「ネパール地震救援金」へのご協力ありがとうございました

**救援金総額 111,726円**

(平成27年5月11日～同年6月30日受け付け分)

救援金は日本赤十字社を通じて被災国に送られます。

☎本庁・健康福祉政策課

## お盆のし尿関係許可業者の休業日

休業日前の緊急なくみ取りには対応できない場合がありますので、早めに申し込んでください。皆様のご協力をお願いします。

地区	許可業者	種別	休業期間	電話番号
本渡	協業組合 本渡清掃公社	し尿 浄化槽清掃	8/14(金)～8/16(日)	②3355
牛深	(有)牛深清掃公社	し尿 浄化槽清掃	8/14(金)～8/16(日)	⑦6202
	(有)牛深環境整備センター			
有明御所倉栖	(株)熊本メンテナンス	し尿 浄化槽清掃	8/13(金)～8/16(日)	⑤0346
新和	(有)天草衛生設備工業	し尿 浄化槽清掃	8/15(土)～8/16(日)	③40488
	(有)大栄クリーン工業			③40489
天草	(有)丸野衛生社	し尿 浄化槽清掃	8/13(金)～8/16(日)	④20077
		浄化槽清掃		
河浦	(有)河浦衛生	し尿	8/13(金)～8/16(日)	⑦60128
	(有)河浦環境清掃公社	浄化槽清掃	8/13(金)～8/16(日)	⑦60611

☎本庁・環境施設課

## 新規漁業就業者 研修生を募集します

**募集漁種** 一本釣り漁業などの漁協が許可する漁法。

**研修内容** 漁業に就業するために必要な座学研修・実践研修・資格取得支援。

**支援内容** 研修期間中、月額6万円を支給します。

**支援対象者** ●おむね65歳以下で心身ともに健康な人 ●漁業未経験または漁業経験が1年未満の人 ●研修修了後3年以内に入加漁協の正組合員になることを約束できる人。

※申込方法などの詳細はお尋ねください。

☎本庁(別館)・水産振興課

天草農業振興地域整備計画の個別の変更申請(農用地区域からの除外、農用地区域への編入、農業用施設用地への用途変更)の受け付けを開始します。

## 農業の適正な処理を お願いします

農業振興地域の農用地区域内にある農地を農地以外に使用(転用)する場合は、農用地区域からの除外申請が必要です。

**受付期間** 8月3日(月)～10月16日(金)。

※詳細はお尋ねください。

☎本庁(別館)・農業振興課

農業は必要な量を購入し、使い切ることが原則です。

農薬が残った場合は、農薬を購入した販売店を通じて農薬メーカーに処分を依頼するか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

散布後の残液や器具の洗浄液を飲食品などの空き容器へ移し替えたり、河川へ流入しないように農薬の適正な処理をお願いします。

☎本庁(別館)・農業振興課

## 「臨時福祉給付金」のお知らせ

昨年からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人の負担を緩和するために、「臨時福祉給付金」を支給します。給付金の支給は1回限りです。



**支給対象** 平成27年1月1日現在で本市に住み票があり、平成27年度分の市・県民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市・県民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や、生活保護受給者などは対象外です。

**支給額** 1人につき6千円。

**申請方法** 8月末に、支給対象者の世帯へ申請書を郵送しますので、9月1日(火)から平成28年1月4日(木)までに、同封の返信用封筒で送付するか、本庁または各支所で申請してください。

※必要書類…●支給対象者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し)●指定した口座が確認できる書類(預貯金通帳の表紙を1枚めくり、氏名と口座番号が記載されているページの写し)。※昨年と同じ口座の場合は不要です。

**支給方法** 支給決定後、10月末から順次振り込みます。

※平成27年1月2日以降に天草市に転入した人は、転入前の各市区町村へ申請してください。申請期間などは各市区町村により異なりますので、事前に各市区町村へお尋ねください。

※「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

☎本庁・健康福祉政策課/各支所担当課